

ホンモノが、もっと輝く社会に
なりますように。

STOP! ネットでの知的財産権侵害

偽ブランド品・海賊版・違法ソフト・偽キャラクターグッズは、買わない! 持たない! 許さない!

偽ブランド品、海賊版などの ネット販売は犯罪です。

偽ブランド品・海賊版・偽キャラクターグッズなどを製造したり、販売したりすると、重罰が科せられます。^{※1}
また、偽ブランド品・海賊版等を買う行為は、犯罪を助長したり、犯罪組織への資金提供にもつながります。

違法アップロード・違法と知りながら ダウンロードを行うことは犯罪です。

音楽・映画・ゲームソフト・ビジネスソフトウェアなどを、権利者に無断でインターネット上に公開することは犯罪です。また、私的使用目的の場合でも違法にアップロードされていることを知りながら音楽や映像の有償著作物をダウンロードすることにも刑事罰が科せられます。^{※2}

リッピングソフトやマジコンの 提供行為は犯罪です。

リッピングソフトやマジコンを販売・配布すると、刑事罰が科せられます。^{※3} また、私的使用目的であっても、リッピングソフトを用いて著作物を複製することは、著作権法違反となります。

※1 商標権や著作権を侵害した場合の罰則は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科。会社の業務として行っていた場合の罰則は、個人に対する刑罰に加え、会社に3億円以下の罰金。]

※2 2012年10月1日施行の改正著作権法により、音楽や映像の有償著作物の違法ダウンロードを行った場合の罰則は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はその併科。]

※3 不正競争防止法に違反した場合の罰則は5年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。会社の業務として行っていた場合の罰則は、個人に対する刑罰に加え、会社に3億円以下の罰金、開税法に違反した場合の罰則は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科。2012年10月1日施行の改正著作権法による罰則は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科。]

不正商品対策協議会(ACA)事務局 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2F 日本映像ソフト協会内 TEL.03-3542-2010 URL <http://www.aca.gr.jp/> [不正商品対策協議会 加盟団体連絡先] 正会員(五十音順):一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5F TEL.03-5976-5175 / 一般社団法人日本映画製作者連盟(MPAJ) 東京都中央区日本橋1-17-12 日本橋ビルディング2F TEL.03-3243-9100 / 一般社団法人日本映像ソフト協会(JVA) 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2F TEL.03-3542-4433 / 一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 東京都渋谷区上原3-6-12 TEL.03-3481-2121 / 株式会社 日本国際映画著作権協会(JIMCA) 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル6F TEL.03-3265-1401 / 一般社団法人日本レコード協会(RIAJ) 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館9F TEL.03-5575-1301 / BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス(BSA) URL <http://www.bsa.or.jp> / 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン(UDF) URL <http://www.udf-jp.org> 協賛会員:一般社団法人日本商品化権協会(JAMRA) 東京都中央区銀座5-4-1 TEL.03-3569-3611 / 日本弁理士会(JPAA) 東京都千代田区霞が関3-4-2 TEL.03-3581-1211 / 日本行政書士会連合会 東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館2F TEL.03-3476-0031 / 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA) 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2F TEL.03-3524-8880

※このポスターは、(公財)日工組社会安全財団の助成により作成したものです。